

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条の、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。」に基づき、令和 3 年 4 月 13 日付の消防庁長官通知において非常勤消防団員の報酬等の基準が示されています。

これを踏まえ、本市消防団員の報酬及び費用弁償について、標準額と均衡のとれた額となるよう引き上げなどを行うために、甲賀市消防団条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（１） 団員の報酬について以下に改めます。

ア 年額報酬について、副団長・団員の階級の金額を交付税基準に改めます。

【第 14 条及び別表第 1 関係】

イ 従来の費用弁償を出動報酬に改め、金額を改めます。

【第 14 条及び別表第 2 関係】

（２） 費用弁償について、団員が公務のために旅行した際に支給する旨明記します。

【第 15 条関係】

（３） この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものとします。

【付則関係】

3 その他

報酬等を引き上げることで、約 387 万円の予算増額となります。

消防団員の処遇改善にかかる報酬の改定について

1. 改正の趣旨

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条において、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえて、令和 3 年 4 月 13 日付の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により非常勤消防団員の報酬等の基準が示されました。

また消防庁長官が指名したメンバーで構成されている「消防団員の処遇等に関する検討会」においては、今の時代に即した団員確保のための重点取組事項について議論された結果、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告がなされ、報酬等の処遇改善が団員の士気向上や家族等の理解を得るために不可欠であると示されました。

これを踏まえ、本市消防団員の報酬について、標準額と均衡のとれた額となるよう引き上げるために、甲賀市消防団条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

1) 年額報酬については、交付税基準と同一にします。（単位：円）

階 級	現 行	改 正(案)	増 減	交付税単価	条例定数
団長	82,500	—	—	82,500	1 名
副団長 方面隊長 隊長	64,000	69,000	+5,000	69,000	8 名
副隊長 分団長	50,500	—	—	50,500	30 名
副分団長	45,500	—	—	45,500	29 名
部長	37,000	—	—	37,000	34 名
班長	37,000	—	—	37,000	140 名
団員	36,000	36,500	+500	36,500	878 名

2) 従来の「費用弁償」を増額し、「出勤報酬」とします。

【案】職務（出勤種別）により報酬額を区別します。（単位：円）

	出勤内容	現行	改正案	増減
①	災害出勤	1,900/8h	4,000/4h※	+2,100
②	訓練等	1,600/回	2,500/回	+900
③	研修会等	1,600/回	2,000/回	+400

※水火災等災害出勤については4時間を超えた場合に4,000円を加算する。

【報酬額の根拠】

① 災害出勤

消防庁長官通知では1日（7時間45分）8000円を出勤報酬の標準額としています。標準額を基準とし、1時間あたり1000円と考え、4時間までの出勤では4000円/回とします。

② 訓練等

災害出勤と同様に1日8,000円を基準とします。訓練等のおおよその所要時間が2.5時間程度（R2年度実績平均値）のため、1回あたり1,000円×2.5時間で2,500円/回としています。

③ 研修会等

②訓練と同様に1日8,000円を基準としますが、訓練に比べて、怪我等に起因するリスクや準備にかかる負担が小さいため、報酬額を区別し2,000円/回としています。

3. 報酬にかかる地方交付税措置の検討状況

消防団員の処遇改善について、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知）において、「各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること」となっています。また消防庁から都道府県の令和3年10月18日付事務連絡により、消防団員の処遇改善に係る令和4年度地方交付税措置の現時点の検討状況は、以下の通りになっています。

○基準の策定等を踏まえ、以下の方向で庁内協議中とのこと

- ・年額報酬の単価は団員階級で36,500円とすること。
- ・現行の出動手当に係る措置を見直し、新たに出動報酬を創設することとし、出動報酬の単価を災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出動については1日当たり8,000円、その他の出動については1日当たり3,500円に設定すること。

4. 経過

令和2年12月	総務大臣書簡及び消防庁長官通知 ※全国的な消防団員の減少は憂慮すべき危機的状況。 消防団員の確保のためには処遇改善が必要であり、交付税単価を目安とした報酬の引き上げについて示されました。
令和3年4月	消防庁「消防団員の処遇に関する検討会」からの中間報告通知（令和3年4月13日付 消防地第171号） ※出動報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、標準額を8,000円とする等、具体的方向性の通知
令和3年5月	甲賀市消防団検討委員会で処遇改善を進める方針がある旨周知

令和3年 8月 1) 消防庁「消防団員の処遇に関する検討会」からの最終報告通知

※消防団活動について重点的に取り組むべき事項が示されました。（処遇改善、消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方、装備等の充実等）

2) 甲賀市消防団検討員会で上記最終報告書に基づき、報酬の改定について具体的な検討を図る旨報告

令和3年 10月 甲賀市消防団検討委員会で報酬の創設・引き上げ等の具体案を説明

令和4年 1月 12日

甲賀市特別職報酬等審議会において「消防団員の処遇改善にかかる報酬の改定について」審議

1月 21日

甲賀市消防団検討委員会で「甲賀市特別職報酬等審議会」の結果を報告及び消防団のPRのための広報や幅広い住民の入団促進（オンライン入団フォーム創設、休団制度の整備）等の協議

令和4年 2月 9日

甲賀市特別職報酬等審議会において「消防団員の処遇改善にかかる報酬の改定について」答申

改正案について妥当と判断され、年額報酬、出勤報酬の改正額についての意見はなしとされた。

5. その他団員確保にかかる市の充実強化方針

1) 消防団の認知度の向上

- ・ 広報紙やホームページによる活動等の定期的な紹介

2) 入団促進

- ・ 入団しやすい環境の整備として、市ホームページに「オンライン入団フォーム」の開設の検討

3) 活動しやすい環境の整備

- ・ 退団抑止策として、遠方への転勤や介護・育児などで一時的に団活動行わないこととする「休団制度」の整備

4) 車両・装備品の見直し

- ・ 地域防災力を維持しつつ団員の負担を軽減・均一化する車両の配置や更新計画の検討
- ・ 安全装備品の充実
- ・ その他団活動の効率化を図る装備品の拡充

5) その他

- ・ 中型免許取得補助の検討

消防団員の報酬に係る試算表【歳出】

9 款消防費 1 項消防費

(単位：円)

科目				令和 3 年度予算額	令和 4 年度予算要求額	増減額	説明
目	非常備消防費	消防団員等報酬	年額報酬	41, 475, 000	39, 376, 000	△ 2, 099, 000	R3) 団員数 1, 120人として試算 R4) 団員数 1, 061人として試算
			出動報酬	0	15, 671, 500	15, 671, 500	【 R 4 】 ・ 水火災等 1, 000回で試算 ・ 訓練（防災訓練・ポンプ操法） 4, 271回で試算 ・ 研修会等（消防学校研修等） 767回で試算 ※R 3 との回数の差分は実績に合わせて積算を見直したため。
		費用弁償		9, 992, 800	288, 800	△ 9, 704, 000	【 R 3 】 ・ 水火災等 1, 000回で試算 ・ 訓練（防災訓練・ポンプ操法） 4, 281回で試算 ・ 研修会等（消防学校研修等） 777回で試算 【 R 4 】 ・ 消防学校研修（東近江市）参加者 ガソリン代
	合計			51, 467, 800円	55, 336, 300円	3, 868, 500	

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和2年6月5日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正されました。（令和4年4月1日施行）

この改正により、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利をこれらの公庫に、担保に供するものが、令和3年度末で廃止されることとなりました。

これを踏まえ、当該法律と同内容の基準により制定している「甲賀市消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- （１） 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に基づき本条例第3条第2項のただし書を削ります。

【第3条関係】

- （２） この条例は、令和4年4月1日から施行し、施行の際現に担保に供されている補償を受ける権利については、施行日以後も従前の例により担保に供することができる経過措置を設けます。

【付則関係】